

令和4年第2回美祢市議会定例会会議録（その1）

令和4年6月8日（水曜日）

1 出席議員

1番	石井和幸	2番	山下安憲
3番	田原義寛	4番	岡村隆
5番	藤井敏通	6番	村田弘司
7番	杉山武志	8番	坪井康男
9番	猶野智和	10番	岡山隆
11番	高木法生	12番	三好睦子
13番	山中佳子	14番	荒山光広
15番	秋枝秀稔	16番	竹岡昌治

2 欠席議員 なし

3 出席した事務局職員

議会事務局長	石田淳司	議会事務局副主幹	西山聖子
議会事務局主査	阿武泰貴		

4 説明のため出席した者の職氏名

市長	篠田洋司	副市長	波佐間敏
教育長	中本喜弘	病院事業管理者	高橋睦夫
代表監査委員	重村暢之	デジタル推進部長	志賀雅彦
総務企画部長	藤澤和昭	市民福祉部長	井上辰巳
建設農林部長	西田良平	観光商工部長	繁田誠
会計管理者	山本幸宏	教育委員会事務局 教育次長	八木下理香子
教育委員会事務局長	西山宏史	上下水道局長	白井栄次
病院事業局管理部長	安村芳武	消防長	松永潤
総務企画部次長	中嶋一彦	市民福祉部次長	古屋敦子
建設農林部次長	市村祥二	総務企画部行政経営課長	岡崎基代

5 付議事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

- 日程第3 報告第2号 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について
- 日程第4 報告第3号 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について
- 日程第5 報告第4号 令和3年度美祢市一般会計予算の繰越しについて
- 日程第6 報告第5号 令和3年度美祢市環境衛生事業特別会計予算の繰越しについて
- 日程第7 報告第6号 令和3年度美祢市水道事業会計予算の繰越しについて
- 日程第8 報告第7号 令和3年度美祢市下水道事業会計予算の繰越しについて
- 日程第9 報告第8号 令和3年度美祢市観光事業会計予算の繰越しについて
- 日程第10 報告第9号 令和3年度美祢観光開発株式会社の事業報告について
- 日程第11 報告第10号 令和3年度美祢農林開発株式会社の事業報告について
- 日程第12 議案第47号 令和4年度美祢市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第48号 令和4年度美祢市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第49号 令和4年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第50号 令和4年度美祢市観光事業会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第51号 美祢市税条例等の一部改正について
- 日程第17 議案第52号 美祢市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について
- 日程第18 議案第53号 美祢市地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第54号 財産の取得について

午前10時00分開会

○議長（竹岡昌治君） おはようございます。ただいまから、令和4年第2回美祢市議会定例会を開会いたします。

会議に入ります前に、このたび全国市議会議長会において表彰がありましたので、被表彰者のお名前を事務局から御報告申し上げます。石田事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 御報告申し上げます。

全国市議会議長会議員特別表彰、議員35年以上、竹岡昌治議長。議員一般表彰、議員15年以上、山中佳子議員。議員10年以上、秋枝秀稔副議長、猶野智和議員。

以上、御報告を終わります。

○議長（竹岡昌治君） それぞれ受賞の皆さん、おめでとうございます。

これより、本日の会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。

本定例会に、本日までに送付してございますものは、執行部からは、報告第2号から報告第10号までの9件及び議案第47号から議案第54号までの8件、計17件でございます。

また、事務局からは、会議予定表及び一般質問順序表でございます。

本日配付してございますものは、議事日程表（第1号）及び議案付託表の2件でございます。

御報告を終わります。

○議長（竹岡昌治君） 議事日程に入る前に、質疑等の御発言、あるいは答弁のときにはマスクを外して結構でございます。よろしく申し上げます。

それでは、本日の議事日程は、配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力のほどお願い申し上げます。

その前に、市長、何か報告等ございますか。ありません。例えば、先日、新聞に出ていました災害ボランティアの——あんなんはいいですか。よろしゅうございますか。私はされたほうがいいと思いましたが。

それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、杉山武志議員、坪井康男議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りをいたします。今期定例会の会期は、本日から6月28日までの21日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、会期は21日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、既に送付いたしております予定表のとおりでありますので、御了承のほどお願いいたします。

日程第3、報告第2号から日程第19、議案第54号までを会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

市長からの提案理由の説明を求めます。篠田市長。

〔市長 篠田洋司君 登壇〕

○市長（篠田洋司君） 本日、令和4年第2回美祢市議会定例会に提出いたしました報告9件、議案8件について御説明を申し上げます。

報告第2号は、損害賠償の額を定めることに関する専決処分についての報告であります。

これは、令和3年2月17日中国自動車道下り線において、救急救助出動中であった当市所有の消防車両が、後続の大型貨物車と衝突した公務上の事故に伴い、損害賠償の義務が発生したため損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、報告するものであります。

報告第3号は、損害賠償の額を定めることに関する専決処分についての報告であります。

これは、令和4年3月22日伊佐町伊佐地内において、一般車両が市道を走行中、市道法面からの倒木により当該自動車のフロントガラスを損傷させた事故に伴い、損害賠償の義務が発生したため、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、報告するものであります。

報告第4号は、令和3年度美祢市一般会計予算の繰越しについてであります。

これは、本年第1回臨時会及び第1回定例会において御議決いただきました令和

3年度美祢市一般会計予算の繰越明許費について、災害時情報伝達手段整備事業ほか17件の事業費のうち2億6,762万4,954円を令和4年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、市議会に報告するものであります。

報告第5号は、令和3年度美祢市環境衛生事業特別会計予算の繰越しについてであります。

これは、本年第1回定例会において御議決いただきました、令和3年度美祢市環境衛生事業特別会計予算の繰越明許費について、秋吉広谷浄化センター整備事業費2,773万円を令和4年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、市議会に報告するものであります。

報告第6号は、令和3年度美祢市水道事業会計予算の繰越しについてであります。

これは、令和3年度美祢市水道事業会計予算において、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、上野・秋吉地区水道統合整備事業送配水管布設（3工区）工事ほか、2件の事業費のうち7,710万2,700円を令和4年度へ繰り越しましたので、同条第3項の規定により、市議会に報告するものであります。

報告第7号は、令和3年度美祢市下水道事業会計予算の繰越しについてであります。

これは、令和3年度美祢市下水道事業会計予算において、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、美祢市浄化センター等改築更新工事ほか3件の事業費のうち1億5,250万円を令和4年度へ繰り越しましたので、同条第3項の規定により、市議会に報告するものであります。

報告第8号は、令和3年度美祢市観光事業会計予算の繰越しについてであります。

これは、令和3年度美祢市観光事業会計予算において、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、秋芳洞バスターミナル駐車場改修工事について1,707万5,600円を令和4年度へ繰り越しましたので、同法第26条第3項の規定により、市議会に報告するものであります。

報告第9号は、令和3年度美祢観光開発株式会社の事業報告についてであります。

道の駅おふくについては、長引く新型コロナウイルス感染症拡大により、前年度に引き続き1年を通じて経営に大きな影響を受けた年となりました。

そのような中、令和3年度は可能な範囲でイベントを開催したり、地元食材を活用した新たなテイクアウト商品を開発したりすることで集客に努め、売上実績額で

は、税抜きで前年度比11.7%増の1億8,903万2,988円を計上いたしました。

一方で、コロナ後を見据え、人員体制を強化したものの大幅な売上げ回復にまで至らなかったことや、国等の補助金が前年度に比較し減少したこと等が影響し、当期純損失568万7,506円を計上したところであります。

今年度は、回復の兆しはあるものの、引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大や物価の高騰による厳しい状況が続いております。

そうした中、リピーターや県内客を中心とした誘客促進を図るため、様々なイベントの企画や積極的な情報発信、地域の特性を生かした特徴ある商品構成開発など、訪れたいくなる快適な空間を目指し、利用者の視点を常に意識し、地域と一体となった道の駅づくりを行っていく計画とされています。

ここに、その経営状況について関係書類を付し、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、市議会に報告するものであります。

報告第10号は、令和3年度美祢農林開発株式会社の事業報告についてであります。

令和3年度は、タケノコの水煮の製造量が前年度を下回ったことなどから、売上総額は、税抜きで前年度比98.6%の2,266万8,380円となり、当期純利益は、前年度比8.1%減の374万5,144円を計上したところであります。

今年度は、農産加工品の新たな販路獲得や猫ちぐら関連商品の充実により、売上額の増額——増加に取り組んでいくこととしております。

ここに、その経営状況について関係書類を付し、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、市議会に報告するものであります。

議案第47号は、令和4年度美祢市一般会計補正予算（第2号）であります。

このたびの補正は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給する経費を追加するものであります。

歳出では、民生費において、子育て世帯生活支援特別給付金支給に係る経費を2,147万7,000円追加し、一方、歳入では、特定財源の国庫支出金を同額追加しております。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,147万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を198億9,855万2,000円とするものであります。

議案第48号は、令和4年度美祢市一般会計補正予算（第3号）であります。

このたびの補正は、コロナ禍における市民サービスの向上を目指し、業務のデジタル化を図るための経費など、今後の業務を推進する上で必要な経費を追加するとともに、地方債の補正を行うものであります。

まず、歳出から御説明いたします。

総務費では、DX推進事業における統合型地理情報システム導入に係る経費など、合わせて3,082万4,000円を追加しております。

民生費では、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業において、国の運用改善に伴い、追加対象となる世帯への給付に係る経費など、合わせて1,925万7,000円を追加しております。

衛生費では、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種に係る経費など、合わせて4,915万円を追加しております。

農林費では、農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業に係る経費として61万6,000円を追加しております。

商工費では、コロナ禍後の観光の振興を図るために要する経費の一部として、観光事業会計繰出金を追加するとともに、企業誘致推進事業におけるデータセンター事業実施可能性調査に係る経費など、合わせて5,066万円を追加しております。

消防費では、消防団拠点施設等整備事業において、コミュニティ助成事業助成金の交付決定に伴い、消防団用——消防団員用防火服購入に係る経費を110万円追加しております。

教育費では、小中学校における感染症対策等支援事業に係る経費1,505万円を追加しております。

一方、歳入では、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金をはじめとする特定財源を1億4,668万円追加するほか、一般財源として、財政調整基金繰入金を1,997万7,000円追加しております。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,665万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を200億6,529万9,000円とするものであります。

次に、地方債の補正については、民生債において限度額の変更を行っております。

議案第49号は、令和4年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。

このたびの補正は、国民健康保険事業費納付金の額の確定に伴い、歳出を3,853

万6,000円追加し、また、歳入として、国民健康保険基金繰入金を同額追加しております。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,853万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を33億1,207万1,000円とするものであります。

議案第50号は、令和4年度美祢市観光事業会計補正予算（第2号）についてであります。

このたびの補正は、秋吉台リフレッシュパーク及び秋吉台家族旅行村の受入体制を強化するための整備に関するものであります。

まず、業務の予定量につきまし——については、主な建設改良事業のうち、委託料について405万3,000円追加し、予定量を1,480万7,000円とするとともに、工事請負費について4,735万5,000円追加し、予定量を2億1,344万2,000円とするものであります。

収益的収入及び支出では、収入において、営業外収益を43万3,000円追加し、収入総額を5億4,128万9,000円としております。

一方、支出において、営業費用を1,104万4,000円追加するとともに、営業外費用を293万5,000円減額し、支出総額を5億3,095万円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出では、収入において他会計負担金を2,972万7,000円追加し、収入総額を1億9,798万7,000円としております。

一方、支出において、建設改良費を5,140万8,000円追加し、支出総額を2億5,564万8,000円とするものであり、差引不足額は損益勘定留保資金等で補填することとしております。

議案第51号は、美祢市税条例等の一部改正についてであります。

これは、地方税法等の一部を改正する法律が公布され、これらに関連する政令及び省令がそれぞれ公布されたことに伴い、美祢市税条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、固定資産課税台帳の閲覧、またはその証明書を交付するにあたり、住所が明らかにされることで人の生命または身体に被害を及ぼす恐れがあると認められる場合等は、当該住所に代わる事項を記載しなければならないなど、必要な措置を講ずるものであります。

これは、民法の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に

掲げる規定の施行の日から施行するものであります。

また、所得税における住宅ローン控除制度の見直しに伴い、市民税についても同様に規定を整備するものであります。

これは、令和5年1月1日から施行するものであります。

議案第52号は、美祢市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正についてであります。

これは、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、施行規則の一部改正に伴い、同居親族の条件に里子を追加するため、美祢市特定公共賃貸住宅管理条例の所要の改正を行うものであります。

なお、この条例改正は、公布の日から施行するものであります。

議案第53号は、美祢市地域再生法に規定する地域活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について——改正であります。

このたびの改正は、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、地域再生法に基づき、地方税の課税免除または不均一課税に伴う減収補填措置が行われる場合等の適用期限が、令和4年3月31日から令和6年3月31日の2年間延長されたこと等から、本条例の適用期限等所要の改正を行うものであります。

議案第54号は、財産の取得についてであります。

これは、美祢市有線テレビにおける放送設備の老朽化による設備更新に伴う財産の取得にあたり、美祢市議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、市議会の議決を求めるものであります。

以上、提出いたしました報告9件、議案8件について御説明申し上げましたが、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔市長 篠田洋司君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） これにて、提案理由の説明を終わります。

これより、報告及び議案の質疑に入ります。

日程第3、報告第2号損害賠償の額を定めることに関する専決処分についての質疑を行います。質疑はございませんか。藤井議員。

○5番（藤井敏通君） この損害賠償の件なんですけれども、消防車がですね、高速の下り線で後続の大型貨物車と衝突して損害賠償を支払うということなんですけれども、基本的に消防車の場合は、勤務のときにはサイレンを鳴らしていると思うんですね。

当然、そのサイレンというのは、救急車であり、消防車であり、優先的に交通できるというか。したがって、サイレンを鳴らしていたにもかかわらず、例えば、後続が突っ込んできたということになれば、むしろ原因というか、問題は後続だろうと思うわけです。

そういう意味で、今回、これをなぜ消防車のほうが損害賠償しなければならなかったかっていうところ。当然過失があったから、それに対する損害賠償ということだろうと思うんですけれども。

先ほど言いましたように、公務上サイレンを鳴らしていたとすれば、もう何ていうか、そういう過失責任というか、損害賠償責任は生じないと思うんですけど、その辺はどういう状況だったのか、過失があったのかどうなのか、その辺を教えただければと思います。

○議長（竹岡昌治君） 松永消防長。

○消防長（松永 潤君） 消防業務に関わることで御心配をおかけしたことを、まず、おわびを申し上げます。

藤井議員の御質問にお答えします。

藤井議員が質問をされたとおり、当初の考えでは、私どもと相手方の考えは異なっておりましたが、交渉をする中で、当方の車がスリップをして停車をしていたものに、後続車両が衝突をしたという事案ですので、当方にも過失責任があるということで、当方の過失は2、相手方が8で示談が成立をしたところであります。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） よろしゅうございますか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第2号を終わります。

日程第4、報告第3号損害賠償の額を定めることに関する専決処分についての質疑を行います。質疑はございませんか。藤井議員。

○5番（藤井敏通君） 先ほどの報告事項2とも関連するんですけれども、今回の場合は、市道の法面からの倒木によって、一般車両がフロントガラスを損傷した、その損害賠償を払うという内容でございますけれども。たとえ——たまたま一般車両が走って、そこに木がぼんと倒れてきてフロントガラスが壊れたというんであれ

ば、ある意味管理責任だし、一般車両のほうとしても、これはもう避けがたい損害ということなので、管理責任、市道ですから市の管理責任は当然だと思います。

しかし、もし、木が倒れていた状態のところへ突っ込んだとすれば、当然、それは前方にそういうものがあるから、やはりどういう理由かにしろ、突っ込んだことに対しては、一般車両にも当然のことながら責任があろうかと。

そういう意味で、今回この損害賠償に至った状況というか、要は、何が問題だったのかなあと思うんです。

例えば、同じ倒木でもずっとあって、市民の方から、とにかくこれは邪魔だから、危ないからということで通知があったにもかかわらず、ずっと放置しておったということであれば、これは、またその放置っていうか、管理することに対する管理責任義務が問われると思うんですけど、いずれにしろ、先ほど言いましたように、もし、運行中に思わず倒れてきたってということであれば避けがたいですし、当然、その管理も市ですから、市のほうがやるというのは当然ですけど、もし、倒れたところに突っ込んだとすれば、これ一般車両のほうにも当然責任があると思うんです。

そういう意味で、この件につきましても、どういう状況で、何を根拠に損害賠償を支払うかということについて、お尋ね申し上げます。

○議長（竹岡昌治君） 西田建設農林部長。

○建設農林部長（西田良平君） それでは、藤井議員の御質問にお答えをいたします。

経緯等も、若干御説明をさせていただければと思います。

まず、道路につきましては、道路の賠償責任保険に加入しております。そこで、保険会社等、御本人と我々でまず協議——報告を受け協議をし、その結果を受けて保険会社とも協議をいたしました。

まず、その結果につきましては、道路構造上の問題ではないということが、まずあります。しかしながら、倒木というところがあった関係で、2割相当のうちのほうの瑕疵であろうと、責任があろうというふうな見解を保険会社のほうからいただいたところでございます。

これを受けまして、市の顧問弁護士のほうに、2割相当が妥当であるかどうかということを御相談を申し上げます。そこで、全国で発生しております裁判判例が示されました。

これにつきましては、倒木ということではありませんが、故障車があり、それを

道路管理者が報告を受けて、80時間以上そのまま放置をしてたという事例から、それにつきましては、道路管理者が8——約7割5分の責任があるという判例がございます。

その一方で、故障車が逆にありまして、その報告を受け準備をしている段階で、事故が発生したという事例もありまして、これにつきましてはの判例につきましては——道路管理者につきましては、責任はないという判例がございます。

この辺を受けまして、3月22日に事故があったわけですけども、3月18日に、私たちのほうで業務委託をしております道路パトロールが、3月18日にその路線をパトロールをいたしました。その段階では、倒木はございませんでした。そこからの4日間の中のどこの段階で倒木があったかということにつきましては、確定的な原因——日にちというのが確定をできませんでした。

こういったようなことから、この事例等も踏まえ、保険会社のほうとの協議をした2割程度の過失というところが妥当であろうというふうなことで受けましたので、市としましては、2割の責任ということで損害賠償を支払うという結果になったところでございます。

いずれにいたしましても、この4日間の中での倒木が一番の争点であり、それがちょっとなかなか不明であるということから、一部道路構造上の問題はありませんが、一部——2割というところで示談が成立したということでございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） よろしゅうございますか。藤井議員。

○5番（藤井敏通君） 今の説明であれば、やはり木が倒れてて、そこに突っ込んだということですね。で、問題が倒木っていうか、いつ起こったか、それを市のほうがちゃんと知り得たかということがポイントになろうかと思えますけれども。

実際問題として、今市道がどのぐらいあるかは、私も定かでは——知っておりませんが、嵐とか雨とか台風の後っていうのは、多分こういうことが起こるかなあと。そうなったときに、市としては、今のお話だと80時間以内ぐらいには、全部本当に片づけることができるんですか。やはり、なかなかこれは難しいと思うんですよね。

したがって、今回のような事案のときに、その被害が起こったっていうのは、被害者には気の毒ではありますけれども、やはりいくら保険があるからといって、安

易に示談とかいうことはすべきではないんじゃないかなど。もし、本当にそれをするっていうんだったら、毎日でもパトロールして、間違いなく道路がきちんとしてるということを、本当に市として、しっかりやらんといかんのだと思うんですけど、それは実質的に無理だと思うんですよ。

したがって、倒木とかが起こったときに、気づいた人が連絡して、直ちにのけるっていうか、これが常識的なことかなど。

今回の場合も、確かに木があれば注意しながらとかいうことになろうかと思うんですけど、いずれにしろ、私は、安易に本当に被害が起こったらすぐに賠償するというよりも、できるだけ起こらないような日頃からの努力をすることと、やはり、その原因についてはしっかり調べて、瑕疵の過失の状況を確認した上で、慎重に対応すべきだと思っております。

あくまでも意見ですけれども、安易にやはりこういうことをやるべきじゃないんじゃないかなというのが、率直な意見でございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 藤井議員の御質問というか——お答えしたいと思います。

まず、本当にこういった事案が発生したことをおわび申し上げるところでございます。

このたびの案件については、何度も交渉しながら原因究明に努めたところがございます。

したがいまして、顧問弁護士とも相談させていただきながら、妥当な線というのを損害賠償の2割相当というところを確定させていただいたところがございます。

おっしゃるように、いろんなリスクがあるわけでございます。今後は、リスク回避に努めるとともに、十分な損害賠償については検証をして、藤井議員がおっしゃるように、安易な賠償が発生しないよう努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第3号を終わります。

日程第5、報告第4号令和3年度美祢市一般会計予算の繰越しについての質疑を行います。質疑はございませんか。岡山議員。

○10番（岡山 隆君） それでは、令和3年度美祢市一般会計予算の繰越しについてということで、質問させていただきます。

今回、繰越しがかなり多いなということ。例年のことなんですけど、今回、特に民生費の中で、住民税非課税世帯臨時特別給付事業、これが今回繰越しとして8,900万円程度が繰越しされてます。

それで、臨時議会のときに予算として付いて、それから今回は、この繰越しということでありまして、大体75%ぐらいがもう既に給付されておるなと思っております。

それで、この繰越しについて、4月1日から繰越額が給付されていますけれども、今現在のところ、この4月から4、5、6——大体2か月過ぎました。それで、今現在、臨時特別給付金、住民税が非課税の方、一刻も早く受け取りたい、そういう思いの方がたくさんおられます。それで、今のところどの程度——もう9割方がもう受け取りされているかどうか、これについてまずお尋ねしたいと思います。

○議長（竹岡昌治君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上辰巳君） ただいまの岡山議員の御質問にお答えさせていただきます。

臨時特別給付金の繰越しについて約8,900万円しております。昨年12月の補正予算で御議決いただいた案件でございますが、今現在2,788世帯、全体の約93%についての支出は終了しておるところでございます。

ただ、この事業は、令和4年9月末までの事業でございますので、3月までに支払いが——支出が終了していない金額について、繰越しをさせていただいておるとい状況でございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 岡山議員。

○10番（岡山 隆君） また、詳しいことは委員会で行ってまいりたいと思いますけれども、現在93%……

○議長（竹岡昌治君） 報告事項ですから、委員会はありません。

○10番（岡山 隆君）　そうですね。失礼しました。よく勘違いすることが多いと——大変失礼しております。

ということで、今後93%かなり高いところで、この申請というか、給付が進んでるなど思っております。今後、最終的にもう100%いかないと思えますけれども、9月末までにできるだけ100%に近づくように、こういった対応をしていただきたいと思えますけど。

毎回こういった事業というものは、100%にならないと思えますけど、大体99%か98%ぐらい、この辺で大体終了するような形になっているんでしょうか。これ、最後に質問いたします。

○議長（竹岡昌治君）　井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上辰巳君）　ただいまの岡山議員の質問にお答えさせていただきます。

最終的な目標が98%とか——を指すということでございますが、この事業につきましては、後ほど一般会計補正予算（第3号）のほうで、また追加をさせていただきますが、国の施策の関係で、対象を広げて給付するような事業になっておりますので、令和4年度で、必要な方に、より多くの方に給付金が届けることができるよう、今後事務のほうを進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

以上です。

○議長（竹岡昌治君）　ちょっと、暫時休憩します。

午前10時42分休憩

午前10時43分再開

○議長（竹岡昌治君）　休憩前に続き、会議を開きます。井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上辰巳君）　先ほどの質問でございますが、この目標のパーセントでございます。

今後、この令和4年1月1日から新たに非課税になられた方、それから、それとは別にまた家計急変の方ということが対象になりますので、目標として何%という言い方は、今現在のところ、申し上げかねるといったところが正直なところでございます。

いずれにいたしましても、必要な方に、なるべく早くお届けできるように事務のほうを進めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） ほかにございませんか。藤井議員。

○5番（藤井敏通君） 先ほどの岡山議員に関連するんですけども、この給付金なんですけれど、3月末現在までで、83%ですか——とおっしゃったと思いますが——ごめんなさい、93%ですね。なぜ、あと7%がずれるんですか。

というのが、もう全ての対象者が分かるとれば、もう振り込めると言うんですね。そのための、またデジタル化だろうと思うんですけど。残ってしまったというのが、先ほど井上部長がちらっとおっしゃいました。対象で広がって、この時点まででは、まだ把握しきれてない家庭があるんでということかなとは推察するんですけども。

例えば、3月31日現在ということで、きちんとしたデータさえあれば、それを対象に、もうすぐに口座とかに振込は可能だと思うんですね。そのために一生懸命、今から——今デジタルやられてると言うんですけど。

質問は、なぜ、あの7%がまだ完了できてなかったかなっていうところをちょっと質問いたします。

○議長（竹岡昌治君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上辰巳君） ただいまの藤井議員の御質問にお答えいたします。

残りの約7%の方につきましては、申請書をまだ出されていない方であるとか、一度出されたけれど不備があったとか、そういったことで確認をされている方や、実際には、申請をされれば受給の可能性もあるにもかかわらず、家計急変の対象ではないというふうな御理解で申請をされてない方等がいらっしゃるというふうにご考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 藤井議員。

○5番（藤井敏通君） 制度が問題なのかどうかはちょっと分かりませんが、あくまでも、この給付ってというのは、本人からの申請があって初めて給付されるっていうことですね、今の回答では。でも、本来的には、もう対象になる人が分かれば、行政のほうから支出すべきではないかなあと思うわけです。そのためには、

きちんとした所得のデータとかがないとそういうことはできませんけれども、そこは、少なくともこの給付については、申請を受けてからの給付だと。だから、本人が申請しなければ、残念ながら、対象であっても給付もらえないと、こういう仕組みですということですか。

○議長（竹岡昌治君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上辰巳君） ただいまの藤井議員の御質問にお答えいたします。

令和3年12月10日時点での非課税世帯に対しては、市のほうから確認書を送付し、その確認書が返送された後に、自動的に振り込むような手続を行っております。

ただ、振込先の口座であるとか、そういった情報が正しく記入されてなかったり、必要なことが記入漏れであったりということがありますので、その辺りについては、確認後、入金をさせていただくという事務処理を行っております。

また、家計急変の方につきましては、御本人様からの申請によるものでございますので、市のほうから、連絡をするということとはできないという状況であります。

また、ここまで申告漏れであろうと思われる方につきましては、広報への掲載であるとか、こちらから確認書を送ったけれど、まだ出てないというふうな方については、申告の勧奨等を実施しておるところでございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） よろしゅうございましょうか。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第4号を終わります。

日程第6、報告第5号令和3年度美祢市環境衛生事業特別会計予算の繰越しについての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第5号を終わります。

日程第7、報告第6号令和3年度美祢市水道事業会計予算の繰越しについての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第6号を終わります。

日程第8、報告第7号令和3年度美祢市下水道事業会計予算の繰越しについての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第7号を終わります。

日程第9、報告第8号令和3年度美祢市観光事業会計予算の繰越しについての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第8号を終わります。

日程第10、報告第9号令和3年度美祢市観光開発株式会社の事業報告についての質疑を行います。質疑はございませんか。坪井議員。

○8番（坪井康男君） 先ほどの御説明によりますと、道の駅おふくの令和3年度の収支実績は568万7,000円の赤字であったと、純損失であったということでした。

その理由は、コロナ後を見据えて、人員を増やしたものの、それに見合う売上げ増がなかったこと。それから、もう1つは、国等の補助金が前年比減ったことを挙げていらっしゃいます。

私は、その説明でどうもしっくりきません。納得できないところがありますので質問いたしますが、本当にこういう理由でしょうか。もう特に、まだコロナ禍が収束してないのに、あらかじめ予定で収束をにらんで、人員を何人増強されたか分かりませんが、そんなことがあるんでしょうかという質問です。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 恐れ入ります。私、議案を美祢市観光開発と読み上げました。美祢観光開発、訂正させていただきます。

答弁はどなたがやられますか。繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） ただいまの坪井議員の御質問にお答えをいたします。

令和3年度の赤字額が568万7,506円ということで、主な原因が将来を見据えた人員配置等の強化と、令和2年度と比較して、国または市からの補助金等の減額が大きく影響したという御回答なんですけども。

まず、その主な内容につきましては、人員配置につきまして、コロナ後の経営改革っていうものもございますけども、将来を見据えて人員配置を強化したいということで、主には、若い就業者がこれまでパートであったものを、有能な方につきましては、正社員化して、将来の道の駅の経営の安定化を図りたいという人件費の増でございます。

一方、国等の補助金といいますのは、現在が新型コロナウイルスということで、大きな経営打撃を受けておるところでありますので、種々、経営継続の支援金というものがあるわけなんですけども、特に市からの補助金としまして、令和2年度は、ゴールデンウィーク等の——ゴールデンウィーク付近であったかと思っておりますけども、非常事態宣言等出まして、その大幅な減収があったことから、その経営継続を支援するために手厚い補助金があったわけなんですけども、令和3年度は、非常事態宣言もなく、県からの外出自粛制限等ありましたけども、そういった経営継続の支援金が令和2年度に比べては大幅にダウンしたことが、この赤字額が発生した要因と捉えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） 御説明、どうもじっくりきけません。国等の補助金って、これどういう補助金ですか。

それから、市からの補助金もあるやに聞きましたが、指定管理料のほかに、美祢観光開発に対して、美祢市から補助金が出てるんでしょうかという質問です。

それと、もう1つ加えますが、灯油代が私暴騰してると思ってます。ガソリンも今百七十幾らですかね、上がってます。そのことは何も言及されないけれど、それはどうしてでしょうかという質問です。

○議長（竹岡昌治君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） 坪井議員の御質問にお答えをいたします。

国等の補助金がどのようなものがあるかということの詳細が分からないということでございますけども、現在、補助金の内訳表を持っているわけではございませんけども、先ほど申し上げましたように、新型コロナウイルスの感染症の影響を受ける——特に外出自粛制限であるとか、飲食の飲食業に対する経営継続に関する支援であるとか、そういった様々な新型コロナに関する国や県からの支援金というもの

がございます。

また、市におきましても、予算において、補正予算ということで、新型コロナウイルス感染症臨時交付金に対する予算計上を令和2年度も、令和3年度も、議会において行っておるところでございますけども、その題目的には、ちょっと正式な補助金名は忘れましたが——覚えてないところですけども、美祢市交流拠点施設経営継続支援金というようなものを組まさせていただきますして、交流拠点の主要大規模収益施設に対する経営継続の支援金を行っておるところでございます。

特に、令和2年度につきましては、非常事態宣言等ありましたので、その算定根拠となるものが手厚いところがあり、補助金に令和2年度と3年度に差がついておるところでございます。

それと、燃料費のことに关しましては、燃料費、確かに令和3年度は高騰しております。

ただし、燃料費に关しましては、指定管理を定める年度協定書におきまして、燃料費が幾らになるかということは、指定管理を行う上で大きな影響を与えるということで、指定管理料を算定する上で標準額というものを定めておりまして、その標準額を超えるものは、指定管理料の精算ということで、指定管理料を追加払いしておるところであり、令和3年度においても追加払いを行っておるところでございます。

以上でございます

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） 最後の質問です。

平成47年から指定管理料を大幅に増やし、コンスタントに払うと、こういう仕組みに変えておられます。

それで、私は、それ以降は、美祢観光、道の駅おふくは大幅な赤字決算はないと認識しておりました。なぜならば、指定管理料を増やせばいいんですから。にもかかわらず、今回560万円の赤字っっちゃうのは、恐らく、平成27年以降初めてでしょう。どうして、指定管理料を増やすという手段を取られなかったかという、これ最後の質問です。

とにかく、今までの御説明は腑に落ちないんです。何かもやもやっとしているんでね、きちんとした明快な御回答をお願いいたします。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員、平成47年と最初おっしゃったんで、2回目は平成27年とおっしゃったんですが、訂正してもよろしゅうございますか。（発言する者あり）はい、27年ですよね。平成27年ですよね。47とおっしゃったんで。繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） 坪井議員の御質問にお答えをいたします。

令和3年度の赤字額568万7,506円に対しまして、なぜ指定管理料を追加支払いしなかったのかという御質問だったかと思えますけども、指定管理事業そのものが公の施設を安定的に、または民間の力で活性化させて運営していただくために指定管理料を出しておるところなんですけども、その算定にあたっては、協定を結ぶ前に、標準的な収入、または標準的な支出を算定し、その差額をもって施設を運営していただくためにも、指定管理料としてお出ししておるところであり、また、協定後、その指定管理料を受け取られて、民間の力で収益が拡大した場合には、インセンティブとして黒字を収受できることとなりますけども、赤字においては、特段のリスク分担で定めた外的要因であるとか——外的要因、つまりこの度でいえば、新型コロナウイルスの影響であるとか、そういった外的要因がない赤字につきましては、追加払いをしない、赤字を受けて——赤字であるということをお社として受けていただくという、基本的に指定管理料がインセンティブが働くことがある一方で、赤字のリスクもあるというのが現在の指定管理事業でございます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） あとは、一般質問も通告されてるようですが——含めて。最後、結構です。はい。（発言する者あり）だから、結構ですっておっしゃってる一言うたでしょう。

○8番（坪井康男君） 聞けば聞くほど、何かね、すかっとせんのです。私はもう、平成——じゃあ具体的に聞きます。

灯油代っていうのは、これは不可抗力ですよ、アップは。いくら、美祿観光の社長が頑張られても、灯油代下がるわけじゃないですよ。下がるのは、もっと別の要因で下がります。だからある程度、これは不可抗力ですよ。リスクです。

ですから、私平成47年からの指定管理料もきちんとコンスタントにお入りになるときから申し上げてるはずですよ。

要するに、もう、おんぶに抱っこに肩車で、美祢観光の収支は全部責任持ちますと、そういうふうに私は変わったと思ってますよ。だけど、今回だけは、何でかね、私が従来から申し上げてるようなことを逆に執行部のほうからおっしゃる、到底理解できません。

これ以上突っ込んだ話は、それこそ一般質問でしますけれども、少なくともさっきの御説明で、灯油代は、何か自助努力で何とかなる対象だと聞こえました。そのとおりかどうか、もう一遍教えてください。

○議長（竹岡昌治君） また平成47年とおっしゃったけど、27年に訂正してもいいですね。（発言する者あり）はい。それでは、繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） ただいまの坪井議員の御質問にお答えをいたします。

灯油代に関しまして、自助努力で賄うべきものでは——賄うべきであるというふうに申し上げたことはございません。

2番目の回答のときに、灯油代に関しましては、指定管理料の積算において、大きな影響を与えるということで、燃料代の標準額を定めて指定管理料を計算しております。その標準額を超えた部分につきましては追加支払いをしております。

よって、今回は追加支払いをしておりますので、燃料代の高騰を切り捨てたということではございません。あくまでも追加支払いをしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） できれば、先ほど申し上げましたが、一般質問通告されてますので、そこで経営についての（発言する者あり）納得いかない。それはエンドレスになりますので。（発言する者あり）じゃあ最後の質問にしてください。

○8番（坪井康男君） 指定管理料というのは、勝手に執行部が決められるんですか。議会の承認不要ですか。そうじゃないと思いますよ。今そのように聞こえました。

あなたはね、私がこう言えばああ言う、ああ言やこう言うで、何かすかつとしません。もう一遍教えてください。勝手に指定管理料っていうのは、年度途中で変えられるんですか。そういう質問です。

○議長（竹岡昌治君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） ただいまの坪井議員の御質問にお答えをいたします。

指定管理料につきましては、議会において、1年または3年、5年と債務負担行為の額を定めまして、それ以内の範囲内でお支払いをしておるところでございます。

単年の指定管理料につきましては、予算の範囲内で、指定管理者からの事業計画と収支予算計画書を頂き、それを審査した上で年度協定書というものを定め、その年度協定書に定めたことによりまして、年間の指定管理料の支払いを行っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） ほかにございませんか。三好議員。

○13番（三好睦子君） お尋ねいたします。

事業計画書の7ページなんですけれど、7ページに、概要のところにあるんですけど、地産地消を活用した「ここだけ」という特徴のあるオリジナル商品の開発や、利用者に幸せを感じてもらえる空間の創出に向けた取組をするとあります。

そして、また下の段ですが、レストラン部分においては、地産地消にこだわりメニューや価格を改善するとありますが、これは4年度の計画なんですけど、3年度ではどうだったのでしょうか。

この事業のコンセプトが地産地消ということになっておりますが、3年度はどうだったのかが分かればお願いいたします。

○議長（竹岡昌治君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） ただいまの三好議員の御質問にお答えをします。

令和4年度の事業計画に関しまして、令和3年度はどのようなことを行われてきたのかという御質問だったかと思えますけども、主立って、1ページに同様の配列で行った事業内容が書かれておりますので、そちらのほうを御確認していただければと思っております。

特には、令和3年度、コロナの中で厳しい状態ではございましたけども、各種イベントに取り組まれて集客の努力をされたということを行って、聞いておるところでございます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第9号を終わります。

日程第11、報告第10号令和3年度美祢農林開発株式会社の事業報告についての質

疑を行います。質疑はございませんか。坪井議員。

○8番（坪井康男君） 美祢農林の収支報告の内容についてお伺いしますが、竹箸事業については、令和3年度はどのような収支だったか、お伺いをしたいと思います。

それで、これ何回も申し上げますけれども、刑務所の中の竹箸製造施設ももう設置後10年以上たちますので、老朽化して、なかなかうまく効率よく製造できないと聞いておりますが、この点について、詳細にどういう状態なのか。竹箸のことは隠れておりますので、御説明をお願いします。

○議長（竹岡昌治君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） ただいまの坪井議員の御質問にお答えをいたします。

竹箸事業につきましては、竹材の使用を6,858本、市内から竹材を購入をいたしまして、竹箸の製造量を47万8,430膳製造をいたしておるところでございます。

しかしながら、施設の老朽化の観点から、1膳単価が1円という収益性の低い竹箸になっておるところから、売上げが40万8,183円ということで、事業費のほとんどを市からの補助金に頼っておるところでございます。

また、今後の竹箸事業につきましては、従前から議会のほうに御説明させていただいておりますとおり、美祢農林開発自体の統廃合を美祢農林資源活用施設の今後の在り方、または、竹箸事業を含む刑務作業の今後の新たな方策を見いだすことをこの1年間検討しておるところでございます。今、事業の段取りを進めておるところでございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） まだ、現に竹箸が製造できているのでしょうか、まともに。その話はね、もうまた別の機会にしますけれど、前回の篠田市長の御答弁によりますと、まだ竹箸の製造販売に大変貢献しておられる、そういう印象を受けましたので。

とにかく早急に言ってもそうはいかんとおもいますけれど、今年度中には、ぜひ、どうするんだという方向性をきちんと打ち出していただきたい。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 坪井議員の御質問にお答えします。

この件につきましては、坪井議員から幾度も御質問いただいて御答弁させていただいているところでございます。

現在、先ほど繁田部長も申し上げましたとおり、今後の在り方について、事業を進めているところでございます。

また、いずれにしろ事業が固まりましたら、皆様方に御報告はさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） ほかにございませんか。三好議員。

○委員（三好睦子君） お尋ねいたします。

これも、資料の８ページなんですけれど、この８ページ——すみません。これは、すみません。８ページじゃありません。私がちょっとコピーしたので、設立当初の資料をコピーしたんですけれど、その事業の内容として、農林開発株式会社については、タケノコの水煮とか、それから竹材に関する竹箸とか竹細工とか、またタケノコの水煮とかをやる事業だということだったんですが。

私は、これは開発株式会社ができるときは、農家の——美祢市の中の農家の——農家の方の所得向上のための施設だと。そして、またそれを施設ごとに収穫ができた農産物を貯蔵したり加工したり、またあるいは、今はそういう設備がないということなんですけど、冷凍などをして、小規模農家の方、また法人の方にも農業に取り組んでいただいて、農家の所得向上に役立つ施設だと思っているんですけど。

事業計画を見ますと——今回の事業計画を見ますと、そういったことがあまり盛り込まれていないと思うんですけど、学校給食の食材ですね、農産物とか、こういったことをそこで、農林開発株式会社、桃ノ木のところですね。あそこで、貯蔵したり加工して、今先ほど申し上げましたように、加工したり貯蔵したりすれば、また冷凍ですね、タマネギなんかは冷凍したらもっと食味がよくなるというのを聞いたことがありますので、そういうふうにして、学校給食の、また病院でも、だんだん軌道に乗れば、病院でもいいんですけど、当面、学校給食の食材に使えるように受給率を上げていけばいいかなと思うんですが。

そのようなお考えが事業計画にも盛り込まれてないようなんですが、今後、どのようにお考えなのかお尋ねいたします。

○議長（竹岡昌治君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） ただいまの三好議員の御質問にお答えをいたします。

設立当初から今日まで、その目的の大きな1つに、農林課の所得向上という部分がございますけども、竹箒の刑務作業、またはタケノコの水煮等におきまして、先ほども若干御説明をしましたが、竹材につきましては、竹家や森林組合を通じまして、多い年では1万5,000本以上の納入をいただいておりますのでございまして、またタケノコにつきましても、近年では、27トンのタケノコの入荷をいただいておりますのでございます。

しかしながら、現在、地域の高齢化も進んでおりまして、なかなか供給が安定をしないと、または——そういったことも含めまして、年度のタケノコの出来具合にもよりますけども、納入する期間というものを現在定めておりましたけども、もう少し期間を広げて、幅広くタケノコが入荷できるように最善の策を尽くしたらどうかということ、会社のほうにお伝えをしておるところでございます。

また、製造機械につきましては、現在の製造機械で行える範囲の中で、加工が何に取り組めるかということでございますので、新たな加工をする場合、機械がない場合は、何らかの補助事業等を活用して、製造機械を導入する必要性があるかと思っておりますのでございます。

しかしながら、今後、どのような機械を入れるであるとか、施設をどう運営していくかというのは、現在の農林資源活用施設を今後どのように活用するかということ、今この1年間かけて検討しているさなかでございますので、そのお答えにつきましては、もうしばらくお待ちいただければと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 三好議員。

○13番（三好睦子君） 今回、今もですけれど、コロナの危機で、食料が危ぶまれます。また、ロシアのウクライナの侵略で、今本当に、何ですか、食料の輸入が止まったりしていますので、やはり自給するっていうことが本当に大事かと思えます。

そういった面におきましても、美祢市内で輸入が止まった時には、大変食料危機に陥ったらいけないので、やはり自分たちが力をつけて、自給率を上げていくことが大事かと思えますので、その点もよろしく願いして——お願いいたします。お考えをお尋ねします。

○議長（竹岡昌治君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） 三好議員の御質問にお答えをいたします。

美祢市として、日本の中の美祢市として、食力——食料の自給率が高まるような施策を市として押し上げていくべきではないかということであったかと思うんですけども、その主は農業の活性化ということで、若干、所管が違って申し訳ないところがあるんですけども。

今、人口が減少して、少子高齢化という中で、高齢の方々がいままで元気で生きがいを持って働いて——働けるかというところも、多くの方が農地等保有されてるところでありますので、そういった方々の気持ちを底上げをして、農業——法人化も進んでおりますけども、法人化も担い手不足が今後叫ばれているところがございます。

また、個別農家においても、そういった高齢者であるとか、担い手をどうしていくかということ、または高年齢の方が自分の家の前の畑で、野菜等たくさん生産されて、それを道の駅とか、直売所に出荷していくという——先ほど申し上げたように、生涯現役のまちづくりとも通じるところがございますので、商工労働課としても、現在、生涯現役促進事業を行っておるところであり、そういった農産物の生産拡大が後押しできるように努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第10号を終わります。

ここで、11時半まで休憩します。

午前11時22分休憩

午前11時30分再開

○議長（竹岡昌治君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第12、議案第47号令和4年度美祢市一般会計補正予算（第2号）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第47号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第47号は、委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案の討論、採決に入ります。

日程第12、議案第47号令和4年度美祢市一般会計補正予算（第2号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第47号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第48号令和4年度美祢市一般会計補正予算（第3号）の質疑を行います。質疑はございませんか。挙手だけじゃなくて、声を上げてください。田原議員。

○3番（田原義寛君） 統合型地理情報システム導入についてお尋ねなんですけど、これ具体的には、地理情報システムと書いてあるんですけど、どのような情報が含まれるんですかね。

特に、地理といったら我々のイメージだと、例えば地形がどうだとか、どこに山があったり、川が流れてたりとか、そういうイメージもあるんですけど、市民情報も含め、それも地図上に地理として反映されるようなシステムなんでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） 志賀デジタル推進部長。

○デジタル推進部長（志賀雅彦君） 田原議員の御質問にお答えをいたします。

この統合型地理情報システムにつきましては、まず、簡単に申しますと、市内全部の航空写真が一番基になります。航空写真と地番等確定できるところは、確定した図面等、それと各課の様々な情報、例えば、どこまでの情報を入れるかっていう

のはまだ確定しておりませんが、例えば、建設課で調査等しております、土砂が崩壊するイエローゾーンとか、または、レッドゾーンとかの情報を入れていきます。それプラス、例えば、避難所の位置とかも、いろんな情報を重ねて地図上で見ることによって、いろんな結果が得られるっていうようなシステムとなっております。それに係る経費を、今このたび計上させていただいておるところでございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） よろしゅうございますか。田原議員。

○3番（田原義寛君） ありがとうございます。

ちょっと一般質問もさせていただいたんですけど、例えば、災害が起きたようなときに、じゃあこのシステムをどのように活用されるのかというところで、情報の質にもよるかと思うんですけど。

例えば、地域の民生委員の方であるとか、デイサービスを行っている事業所であるとか、そういう——あとは社協とかですね、いろんな団体、活動してらっしゃる方々いると思うんですけど、情報の共有は、例えば、これ新しいシステムを入れると、ある程度関わりがある事業所とか団体が共有できるような形になるんでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 田原議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほど、大まかな説明は、志賀部長のほうで申し上げたとおりでございますけど、ざっと言うと、業務用で使う部分はですね、インプットをどこまでするかということになるんですけど、公共施設情報とかハザードマップとか、いろんな情報を地図上に重ね合わせることによって、例えば公共施設、所管課がどこ、建設年度がどこというような情報が入るようなイメージでございます。

一方で、業務用で使う部分と、それと、一般用で使う部分と分けるようになります。

ですから、一般用であれば、例えば事業所として、ホームページを持っていらっしゃる事業所、場所はここです、飲食店とかも表示が可能となりますし、また民生委員も、避難所がどこだとかいう情報も提供できるようになるかと思えます。

いずれにしろ、アウトプットとして、住民の皆さんがどう活用したいのかという

ことと、我々が業務上どういう活用をしたいのかによって、今後インプットが変わってくるとお思いますので、きちんとした利用を——利用状況を見極めながら活用するというベースとなるシステムでございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） ほかにございませんか。杉山議員。

○7番（杉山武志君） 今、先ほどですね、志賀部長の答弁の中に、どこまでの情報を載せるか決まっておられませんという言葉がありましたが、決まってないのに予算を組まれるんですか。そこをお尋ねします。

○議長（竹岡昌治君） 志賀デジタル推進部長。

○デジタル推進部長（志賀雅彦君） 杉山議員の御質問にお答えをいたします。

今現在、予算を計上させていただいておるシステムにつきましては、基本的な情報を載せる予算を計上させていただいております。

それから、その基本的な情報の上に、いろんな情報を各課で入力ができるようになってます。

例えば、この建物の位置は、先ほど市長のほうからの御説明もありましたが、建物の位置はここですとかっていう感じで、各課にいろんな情報を入力をできるシステムを入れる。基本的な情報は先ほど申しましたとおり、航空写真であったりとか、先ほども申し上げましたが、地番が特定できるところは地番まで特定をします。そういった情報、基本的な情報をまず入れます。

その上に、何回も申し上げますが、各課でいろんな情報を入れていただいて、行政内でも共有をいたしますし、インターネット等で公開をして、先ほど市長も申し上げましたが、市民の方にその情報を見ていただく、事業所の方にその情報を見ていただくというようなシステムとなっております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） ほかにございませんか。藤井議員。

○5番（藤井敏通君） さきの田原議員、杉山議員と関連し、私は、非常にやっぱりこのデジタルをどう推進していくかということが物すごい大きな市のテーマであり、大事なことだと思っております。それで、今回一般質問をさせていただきますけれども。

まず、先ほど説明がありました、統合型地理情報システムっていうのは、今DX推進計画の中にあります自治体の情報システムの標準化、共通化、あるいは地域社会

のデジタル化、あるいはオープンデータとこういうのがございますけれども、これに関連して、以前から、このシステムを導入されようとされておったのでしょうか、ということと、本当にこのデータをどう活用していくか、特に地域、あるいは一般の人の利用可能ということになりますとオープンデータということになりますけれども、これは、オープンデータという前提で導入をされようとしておりますか、ということ。

それと、後に、農林課で、農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業というのがございますけれども、これとの関連はあるのでしょうか。もし、農林課で考えられている情報収集というか、まさに位置というか、圃場の位置とか、そういうふうなものをきっちり把握してってということが非常に今後重要になると思うんですけども、そういう意味で、農林課の情報収集と業務効率化と、今DXの総合型地理情報システム、これが全く別のものなのか、関連するものなのか、ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。

○議長（竹岡昌治君） 志賀デジタル推進部長。

○デジタル推進部長（志賀雅彦君） ただいまの藤井議員の御質問にお答えをいたします。

まず初めに、このシステムについては、DX推進計画にあるのかという御質問でしたが、DX推進計画のほうにも——名前は、GISということで、GISの活用ということで、DX推進計画のほうには掲げているところでございます。

それから、2番目のオープンデータなのかというところですが、先ほども申し上げましたが、行政で共有、行政だけしか共有できない情報もこの中にありますし、先ほども申されたように、市民の方にも、様々な情報を提供をするオープンデータとなるところもあります。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 西田建設農林部長。

○建設農林部長（西田良平君） 藤井議員のもう1つの御質問でございます。

農林課ってということではないんですが、厳密に言いますと、農業委員会のほうで補正を組んでるということになります。

これにつきましては、国のほうからの補助事業——補助金でございますが、担い手への農地集積とか集約化、こういったようなことにつきまして、農業委員会のほ

うが速やかに情報収集ができるように効率化を図るというものでございまして、農地の利用状況、利用状況の調査、これに対しまして、農業委員会の推進委員のほうで農地パトロールを行われております。

この際に、それを、今までは紙ベースで行っていたところを、現地での利用状況の確認において、このタブレットを導入することによって、現地で直接入力とか、そういうことができるということで、事務の効率化、ペーパーレス化ということを図るものでございまして、これにつきましては、基本的な市のDXの推進計画という中に、農業分野としてのDX化、デジタル化ということでの推進の一助ということで位置づけておるところでございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） よろしゅうございましょうか。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第48号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第14、議案第49号令和4年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第49号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第15、議案第50号令和4年度美祢市観光事業会計補正予算（第2号）の質疑を行います。質疑はございませんか。岡山議員。

○10番（岡山 隆君） それでは、令和4年度美祢市観光事業会計補正予算について質問してまいりたいと思います。

今回、2,972万円程度のものが、この他会計負担金でですね、資本的収入及び支出における資本的収入の補正額として、今回2,972万円がついております。

これは、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金を今回、これ充てております。

今後、もう地方臨時交付金、今年度中においては、今これだけでも3,000万円近く使えまして、今後、学校——小・中学校における学校給食費の物価高騰に伴い、いろいろ対応が出てくると思っております。そういったところで、地方創生臨時交

付金を使っていくんかなと思っておりますけれども。

まず、今回、他会計負担金としての2,792万円を地方創生臨時交付金に充てた基準っていうか、決めたところのものを市債を起こさんで、こっちのほうに、臨時交付金で対応したというその1つの理由。そして、この地方臨時交付金が今後、今回のような事業で、今後1億を超えてどの程度、大体この事業等に使われていくのかどうか、この辺、2点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（竹岡昌治君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） ただいまの岡山議員の御質問の1点目につきまして、こちらのほうでお答えをさせていただきます。

このたびの補正につきましては、秋吉台家族旅行村、または秋吉台リフレッシュパーク——リフレッシュパークというコロナの影響を受けておる観光施設の整備をすることによって、より活性化をさせたいというところでございまして、それプラス、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てる、改修すべき場所としまして、トイレの洋式化、または空調設備等の改修を行うことに交付金を充てておるところでございます。

以上でございます

○議長（竹岡昌治君） 岡崎行政経営課長。

○総務企画部行政経営課長（岡崎基代君） それでは岡山議員の御質問にお答えいたします。

コロナの臨時交付金についてですが、この4月に、生活者支援、事業者支援として、約1億円の交付限度額として内示を受けております。そのうち、今、観光のほうに使っておるところですけれども、残りのところにつきましては、今後、生活者支援、事業者支援の目的に合うように、今、各課で事業支援策を検討しているところでございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） 今、事業において、具体的な地方創生臨時交付金を充てていくということをお話しされましたので、今後、多分1億を超えるような、こういった地方創生臨時交付金になってくると思います。

いずれにしても、コロナ禍中で苦しんでいる、こういったところの対応をしっか

りと精査して推し進めていきたいと、今回それについては、私も一般質問で質問するところとなっておりますけれども、しっかりと起債で起こしてやるどころ、そして、この地方臨時交付金で対応するところ、もうその辺をより分かりやすくですね、今後対処していただきたいことをお願い申し上げます。

質問は以上です。

○議長（竹岡昌治君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第50号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第16、議案第51号美祢市税条例等の一部改正についての質疑を行います。質疑はございませんか。三好議員。

○13番（三好睦子君） 5ページなんですけれども、現行と改正案とあるんですけれども、この何か文が長くて、なかなか読み切れないところがあるんですけれども、それは個人的にお尋ねしようと思うんですけど。

まず初めに、5ページの右上なんですけれども、括弧の中に、当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含むってあるんですが、これは、どんなことを意味してるのでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） 藤澤総務企画部長。

○総務企画部長（藤澤和昭君） ただいまの御質問にお答えします。

この案件は、DV等で、その者との個人の住所などの情報をお伝えすることはふさわしくないよ、適当でないようなところについて、住所に代わる情報で回答できる——提供できるようにするという改正であります。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） ほかにございませんか。藤井議員。

○5番（藤井敏通君） 私の質問も、先ほどの三好議員と全く同じで、どういうふうな、地方税制のほうで改定されたかっていうところまでちょっと調べてないんですけども、少なくとも先ほどの市長の説明で、この住所が明らかにされることで、人の生命または身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合は、当該住所に代わる事項を記載しなければならないという、こういうことで、法律の改正——ごめんなさい。税制の条例を改正するということなんですけれども。

今、藤澤部長は、DVという1つの例を挙げられましたけれども、ここで言われる人の生命、または身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合っていうか、まず、これをどういうふうに、じゃあ窓口で判断されるのかということと、当該住所に関わる事項を記載しなければならないとあるんですけど、具体的にどういうことですかっていう、この2点質問いたします。

○議長（竹岡昌治君） 藤澤総務企画部長。

○総務企画部長（藤澤和昭君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

先ほど、具体的に申し上げましたけど、DV等の対象ですね、そういったところは、もう事前にこちらのほうに該当者が把握されておりますので、そういったものが窓口等に来た場合については、実際には、住所ではなくて、その被害者の親族や知人の住所、または支援団体の住所等をお知らせすることとなります。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 藤井議員。

○5番（藤井敏通君） ということはですね、例えば、ここが書いてある固定資産課税台帳を見たい、あるいはその証明書が欲しいと来ても、そういう対象者であれば、閲覧あるいは証明書は出さないということですね、今の回答だと。

で、一応それが、そういうことで問題なければいいんですけども、何かまたそこが問題になるんじゃないかなと思いますけど、どうでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） 藤澤総務企画部長。

○総務企画部長（藤澤和昭君） 渡さないというか、その特定の個人の受けた被害者の情報ではなくて、親族や支援団体の情報で開示するということとなります。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第51号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第17、議案第52号美祢市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第52号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第18、議案第53号美祢市地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はございませんか。三好議員。

○12番（三好睦子君） お尋ねします。

2ページなんですけれど、この中に、2行目、令和6年3月31日までの間に——3行目ですか——。

○議長（竹岡昌治君） 三好議員、ちょっとマイクをうまく使ってください。

○12番（三好睦子君） すみません。この特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者であつてとありますが、美祢市の中には該当する事業者がどのぐらいあるんでしょうか、お尋ねします。

○議長（竹岡昌治君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） ただいまの三好議員の御質問にお答えをいたします。

議員の質問は、計画の認定を受けられた事業者が、市内の企業でどれだけおられるかということなんです。大変申し訳ございませんが、現在、詳細な資料を持っておりませんので、確認はできませんけども、この条例に関します、不均一課税を受けられている事業所は、現在市内にはないということを確認をいたしております。以上です。

○議長（竹岡昌治君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第53号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第19、議案第54号財産の取得についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

申し訳ございません。質疑終わりますともう宣言しました。またの機会によろしく。委員会で付託いたしますので、よろしくお願ひします。

ただいま議題となっております議案第54号は、所管の委員会へ付託いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。本日はこれにて散

会いたします。お疲れさまでございました。ありがとうございます。

午後0時00分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年6月8日

美祢市議会議長

会議録署名議員

〃